

平成29年4月施行!

# 社会福祉充実計画 策定ハンドブック

監査法人長隆事務所  
編集

公認会計士／税理士 鈴木稔巳  
著者代表

改正社会福祉法で新たに導入された「社会福祉充実計画」にどう取り組むべきか。

基本から応用まで懇切に解説している本書は、  
社会福祉法人にとって何よりの道標になるだろう。

一般社団法人 医療介護福祉政策研究フォーラム理事長  
(元厚生労働省社会・援護局長)

中村秀一

第一法規

## はじめに

去る平成28年3月に、社会福祉法の大きな改正が行われました。社会福祉法人の経営に影響を与える事項として地域における公益的な取り組みや情報公開など多々挙げられますが、そのなかでも大きな改正事項としては以下の3つが挙げられます。

- ① 評議員及び評議員会制度の変更
- ② 会計監査人による会計監査の導入
- ③ 社会福祉充実計画の導入

このうち、③の社会福祉充実計画については初めての導入であり、影響はおろか制度の詳細もなかなか判明しませんでした。社会福祉法人への影響を考えると、厚生労働省もこの制度の詳細を確定させるのに苦労したということが想像できます。

特別養護老人ホームの内部留保問題に端を発し、社会福祉法人の社会的責任を果たすために導入されたこの制度により、社会福祉法人は一定額以上の内部留保、すなわち「社会福祉充実残額」を保持し続けることができなくなりました。

この社会福祉充実計画の制度は規模の大小に関係なく全ての社会福祉法人に影響します。さらに、制度の確定が当初の予定より遅れたことにより、現場での混乱も懸念されます。

本書は、現場での社会福祉充実計画の理解と、計画についての意見聴取を行う公認会計士、税理士等が業務を円滑に行えるよう、平成29年2月に公表された『「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A (vol.1)」について』まで含め、詳細な解説をしております。

また、第2編では社会福祉事業の充実のための投資先として有効な投資事例についても掲載しております。業務の効率化、人手不足の解消と職員の負担軽減、施設内環境整備など様々な視点から社会福祉事業の充実に適すると思われるものを厳選しております。

これら投資事例については、社会福祉充実残額の有無に拘らず、導入を検討いただく価値があるものと確信しております。

本書が、社会福祉法人の経営に資するものとなりましたら幸いです。

監査法人 長隆事務所  
代表社員 長 隆